

## 28) 品目名：木質ペレット（建築解体木材を使用するものを除く）

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原料としていないこと。 2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、その物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	J A S（木質ペレット燃料）に適合していること。ただし、上記に適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	原料として循環資源を100%（重量割合）使用していること。

平成21年8月31日制定

平成26年8月28日改定（協会が独自の規格を制定）

令和6年8月29日改定（規格が協会独自からJ A Sに移行）

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から原料を除外）